

令和4年度（2022年度）第2回

北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和4年（2022年）8月25日（木）13時00分から

開催場所 道立道民活動センターかでの2・7 10階1040会議室

北海道保健福祉部

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
小委員会審議結果について
- 4 協議
答申内容について
- 5 その他
- 6 閉会

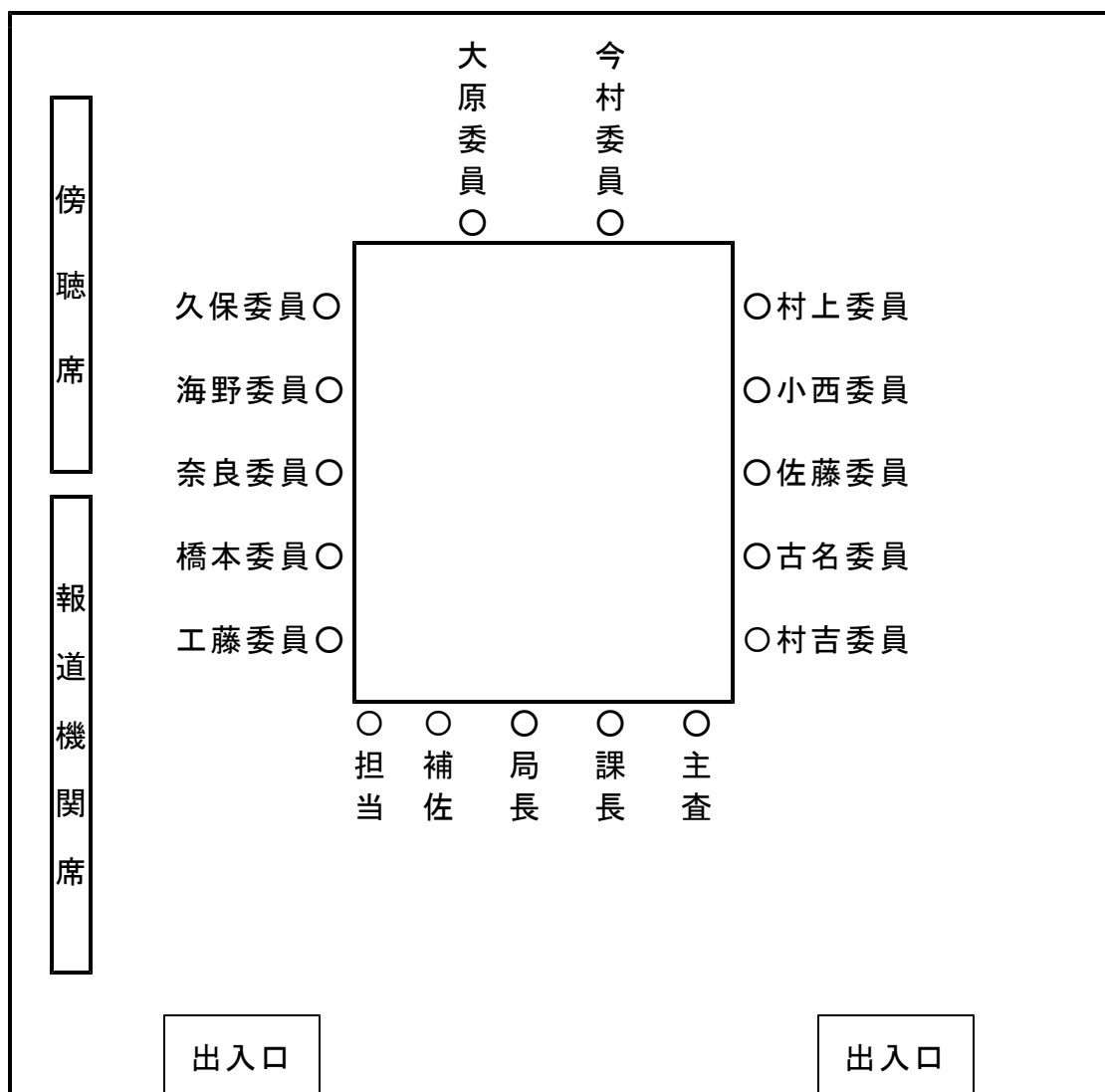
【配付資料】

- 資料 1 試算比較表
- 資料 2 公衆浴場入浴料金収入の試算
- 資料 3 北海道入浴料金の推移
- 資料 4 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律
- 答申書（案）

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区 分	所 属	職	氏 名	備考
学識経験のある者	北海学園大学	教授	今村 聡	
	北星学園大学	教授	大原 昌明	
	北海道大学大学院	教授	久保 淳司	
	北海学園大学	教授	村上 愛	
公衆浴場の利用者を代表する者	連 合 北 海 道	総合政策局次長	海野 淳	
	岩 内 消 費 者 協 会	会 長	奈良 初枝	
	(公 社) 札 幌 消 費 者 協 会	理 事	橋本 弘美	
	北 海 道 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	副 会 長	工藤 多希子	
公衆浴場経営者を代表する者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小西 廣幸	
	同 上	副 理 事 長	佐藤 敏光	
	同 上	常 務 理 事	古名 町子	
	同 上	理 事	村吉 哲	

令和4年度（2022年度）第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会座席表



試算比較表

(単位：円)

事項 項目		令和4年度(2022年度)審議会試算					令和元年度(2019年度)審議会試算									
		実態調査結果 (令和4年5~6月)	推定	備考												
収入	浴料金 収入	1,053,565	資料2-④	項目	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	1,057,966	項目	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額		
				区分												
				大人	89.9	26	※	-			大人	89.6	26	450	1,048,320	
				中人	1.0	26	※	-			中人	2.0	26	140	7,280	
				小人	0.7	26	※	-			小人	1.3	26	70	2,366	
計	91.6			資料2-④		計	92.9			1,057,966						
				※資料2-①~③												
益	営業外 収入	59,196	59,196	実態調査額			55,970	実態調査額+758円(経営努力)								
益	合計	1,112,761	資料2-⑤				1,113,936									
営業 費用	人件費	事業主 389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)			389,598	前審議会基準額(据え置き)								
		従業員 217,734	221,435	実態調査額×R4賃上げ率			211,739	実態調査額×R1賃上げ率								
	用水費	上水道料	9,340	9,396	実態調査額×(1+平均上昇率:0.6%)			9,489	実態調査額×(1+平均上昇率:0.5%)×消費税加算分							
		下水道料	7,885	7,885	実態調査額			7,205	実態調査額×消費税加算分							
	燃料費	139,328	164,419	○重油、灯油：実態調査使用量×R4平均単価(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額×消費税加算分			140,117	○重油、灯油：実態調査使用量×R1平均単価(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額×消費税加算分								
	光熱費	102,139	115,835	実態調査額+燃料費調整額			80,142	(実態調査額+燃料費調整額)×消費税加算分×経営努力								
	消耗品費	24,622	24,844	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)			17,488	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×消費税加算分×経営努力								
	修繕料	20,902	21,090	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)			20,966	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×消費税加算分×経営努力								
	借損料	13,431	13,431	実態調査額			10,310	実態調査額								
	備品費	8,511	8,588	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)			4,165	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×消費税加算分×経営努力								
	保険料等	12,478	12,478	実態調査額			7,025	実態調査額								
	旅費及び交通費	573	573	実態調査額			800	実態調査額×消費税加算分×経営努力								
	会費及び交際費	14,298	14,298	実態調査額			14,322	実態調査額×経営努力								
	減価償却費	31,079	31,079	実態調査額			69,330	実態調査額								
費用	公租公課	51,112	51,112	実態調査額			30,845	○消費税以外：実態調査額 [12,956円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合								
	支払利子	9,872	9,872	実態調査額			9,810	実態調査額								
	その他諸経費	49,028	49,469	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)			34,601	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×消費税加算分×経営努力								
計	1,101,930	資料2-⑥				1,057,952										
資本報酬	40,029	40,989	自己資本×10%			44,304	自己資本×10%									
建物再調達費	15,955	14,879	建物評価額×5%			17,260	建物評価額×5%									
費用合計	1,157,914	資料2-⑦				1,113,936										
収支差	-45,153	資料2-⑧				0										

公衆浴場入浴料金収入の試算（1日平均入浴客数ベース）

○1日平均入浴客数（R4）

大人	89.9 人/日
中人	1.0 人/日
小人	0.7 人/日

（営業日数/月=26日）

区分	収 益					支 出			⑧ 収支差 (⑦-⑤)		
	① 大人	② 中人	③ 小人	④ 入浴料金収入 (各料金×各客数)	改定による 収入増加額	⑤ 収益合計 (④+営業外収入)	⑥ 営業費用計	⑦ 費用合計 (⑦+資本報酬等)			
試	1	460	140	70	1,080,118	46,748	1,139,314	1,145,402	1,201,270	-61,956	
	2	460	150	70	1,080,378	47,008	1,139,574	1,145,402	1,201,270	-61,696	
	3	460	150	80	1,080,560	47,190	1,139,756	1,145,402	1,201,270	-61,514	
	4	460	160	70	1,080,638	47,268	1,139,834	1,145,402	1,201,270	-61,436	
	5	460	160	80	1,080,820	47,450	1,140,016	1,145,402	1,201,270	-61,254	
	6	460	160	90	1,081,002	47,632	1,140,198	1,145,402	1,201,270	-61,072	
	7	460	170	70	1,080,898	47,528	1,140,094	1,145,402	1,201,270	-61,176	
	8	460	170	80	1,081,080	47,710	1,140,276	1,145,402	1,201,270	-60,994	
	9	460	170	90	1,081,262	47,892	1,140,458	1,145,402	1,201,270	-60,812	
	10	470	140	70	1,103,492	70,122	1,162,688	1,145,402	1,201,270	-38,582	
	11	470	150	70	1,103,752	70,382	1,162,948	1,145,402	1,201,270	-38,322	
	12	470	150	80	1,103,934	70,564	1,163,130	1,145,402	1,201,270	-38,140	
	13	470	160	70	1,104,012	70,642	1,163,208	1,145,402	1,201,270	-38,062	
	14	470	160	80	1,104,194	70,824	1,163,390	1,145,402	1,201,270	-37,880	
	15	470	160	90	1,104,376	71,006	1,163,572	1,145,402	1,201,270	-37,698	
	16	470	170	70	1,104,272	70,902	1,163,468	1,145,402	1,201,270	-37,802	
	17	470	170	80	1,104,454	71,084	1,163,650	1,145,402	1,201,270	-37,620	
	18	470	170	90	1,104,636	71,266	1,163,832	1,145,402	1,201,270	-37,438	
算	19	480	140	70	1,126,866	93,496	1,186,062	1,145,402	1,201,270	-15,208	
	20	480	150	70	1,127,126	93,756	1,186,322	1,145,402	1,201,270	-14,948	
	21	480	150	80	1,127,308	93,938	1,186,504	1,145,402	1,201,270	-14,766	
	22	480	160	70	1,127,386	94,016	1,186,582	1,145,402	1,201,270	-14,688	
	23	480	160	80	1,127,568	94,198	1,186,764	1,145,402	1,201,270	-14,506	
	24	480	160	90	1,127,750	94,380	1,186,946	1,145,402	1,201,270	-14,324	
	25	480	170	70	1,127,646	94,276	1,186,842	1,145,402	1,201,270	-14,428	
	26	480	170	80	1,127,828	94,458	1,187,024	1,145,402	1,201,270	-14,246	
	27	480	170	90	1,128,010	94,640	1,187,206	1,145,402	1,201,270	-14,064	
	果	28	490	140	70	1,150,240	116,870	1,209,436	1,145,402	1,201,270	8,166
		29	490	150	70	1,150,500	117,130	1,209,696	1,145,402	1,201,270	8,426
		30	490	150	80	1,150,682	117,312	1,209,878	1,145,402	1,201,270	8,608
		31	490	160	70	1,150,760	117,390	1,209,956	1,145,402	1,201,270	8,686
		32	490	160	80	1,150,942	117,572	1,210,138	1,145,402	1,201,270	8,868
		33	490	160	90	1,151,124	117,754	1,210,320	1,145,402	1,201,270	9,050
		34	490	170	70	1,151,020	117,650	1,210,216	1,145,402	1,201,270	8,946
		35	490	170	80	1,151,202	117,832	1,210,398	1,145,402	1,201,270	9,128
		36	490	170	90	1,151,384	118,014	1,210,580	1,145,402	1,201,270	9,310
37		500	140	70	1,173,614	140,244	1,232,810	1,145,402	1,201,270	31,540	
38		500	150	70	1,173,874	140,504	1,233,070	1,145,402	1,201,270	31,800	
39		500	150	80	1,174,056	140,686	1,233,252	1,145,402	1,201,270	31,982	
40		500	160	70	1,174,134	140,764	1,233,330	1,145,402	1,201,270	32,060	
41		500	160	80	1,174,316	140,946	1,233,512	1,145,402	1,201,270	32,242	
42		500	160	90	1,174,498	141,128	1,233,694	1,145,402	1,201,270	32,424	
43		500	170	70	1,174,394	141,024	1,233,590	1,145,402	1,201,270	32,320	
44		500	170	80	1,174,576	141,206	1,233,772	1,145,402	1,201,270	32,502	
45		500	170	90	1,174,758	141,388	1,233,954	1,145,402	1,201,270	32,684	

北海道入浴料金の推移

(単位：円、小数点以下：銭)

改定年月日	大人	中人	小人	婦人洗髪料	乳幼児	備考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人：15歳以上 小人：14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13. 11. 11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			()は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19. 12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20. 12. 10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21. 12. 21	1.00		0.80	1.50		
22. 3. 14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22. 10. 1	4		2	3		
23. 3. 17	5		3	5		
23. 7. 29	10	8	5	10		
23. 12. 10	12	10	5	12		
24. 11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26. 12. 27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32. 10. 1	15	12	7	12		大人：12歳以上 中人：6~12歳 小人：6歳未満
32. 12. 28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7. 27	17	14	7	10		
37. 2. 26	19	15	8	10		
39. 1. 26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		()は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6. 20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7. 27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1. 18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6. 16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6. 10	115	60	30			
51. 6. 10	135	70	35			
52. 6. 15	155	80	40			
53. 6. 20	165	85	40			
54. 6. 28	180	95	45			
54. 11. 26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6. 22	230	110	60			
57. 6. 15	240	120	60			
59. 8. 11	250	120	60			
61. 7. 25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17. 10. 1	380	140	70			
18. 4. 15	390	140	70			
20. 8. 11	420	140	70			
26. 8. 11	440	140	70			
令和元. 10. 1	450	140	70			

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和 56・ 6・ 9・ 法律第 68 号
改正 平成 11・ 5・ 28・ 法律第 56 号
改正 平成 16・ 4・ 16・ 法律第 32 号
改正 平成 19・ 5・ 25・ 法律第 58 号

(目的)

第 1 条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 108 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第 4 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第 5 条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるよう努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第 6 条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 11 年 5 月 28 日法律第 56 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成 16 年 4 月 16 日法律第 32 号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

答 申 書
(案)

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和4年（2022年）8月25日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 今村 聡

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和4年（2022年）7月15日付け食衛第449号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	480円	450円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

近年では、自家風呂の普及や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、世界的な原油の高騰等により、燃料費はもちろん、光熱費や消耗品の値上げ、施設・設備の老朽化に伴う改修費用の増加などで、その経営環境は一層厳しさを増しており、施設数は減少の一途を辿っている。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスや憩いの場を提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境等をかんがみた結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格の高騰による影響を受けることが予想され、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、経営努力により営業経費を節減していくとともに、事業主の人件費を据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を450円から480円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持している。また、世代をこえた交流の場、地域住民の憩いの場として、コロナ禍にあっても、感染症対策を講じながら、地域に密着した営業を継続し、高齢者をはじめとする住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考え、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPRや新たな利用者拡大に向けた取り組みを検討するなど、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、業界団体と密に情報を共有し、効果的な施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査結果 (令和4年5月)	推定	備考																									
収入	浴料金収入		1,053,565	1,126,866	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1日平均入浴客数</th> <th>営業日数</th> <th>入浴料金</th> <th>収入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>89.9</td> <td>26</td> <td>480</td> <td>1,121,952</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>1.0</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>3,640</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>0.7</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>1,274</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>91.6</td> <td></td> <td></td> <td>1,126,866</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1日平均入浴客数	営業日数	入浴料金	収入金額	大人	89.9	26	480	1,121,952	中人	1.0	26	140	3,640	小人	0.7	26	70	1,274	計	91.6			1,126,866
		項目	1日平均入浴客数	営業日数	入浴料金	収入金額																								
		大人	89.9	26	480	1,121,952																								
		中人	1.0	26	140	3,640																								
小人	0.7	26	70	1,274																										
計	91.6			1,126,866																										
益	営業外収入		59,196	62,666	実態調査額+3,470円(経営努力)																									
	収合益計		1,112,761	1,189,532																										
営業費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																									
		従業員	217,734	221,435	実態調査額×R4賃上げ率(101.7%)																									
	用水費	上水道料	9,340	9,396	実態調査額×(1+平均上昇率:0.6%)																									
		下水道料	7,885	7,885	実態調査額																									
	燃料費		139,328	164,419	○重油、灯油：実態調査使用量×R4平均単価(3ヶ月) 重油：87,118円(879L×99.11円) 灯油：7,761円(65L×119.4円) ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額 [12,900円(ガス)+53,754円(廃油)+780円(廃材)+2,106円(その他)]																									
	光熱費		102,139	110,043	(実態調査額+燃料費調整額)×95%(経営努力)																									
	消耗品費		24,622	23,601	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
	修繕料		20,902	20,035	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
	借損料		13,431	13,431	実態調査額																									
	備品費		8,511	8,158	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																									
	保険料等		12,478	12,478	実態調査額																									
	旅費及び交通費		573	544	実態調査額×95%(経営努力)																									
	会費及び交際費		14,298	13,583	実態調査額×95%(経営努力)																									
	減価償却費		31,079	31,079	実態調査額																									
公租公課		51,112	51,112	実態調査額																										
支払利子		9,872	9,872	実態調査額																										
その他諸経費		49,028	46,995	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.9%)×95%(経営努力)																										
	計		1,101,930	1,133,664																										
資本報酬			40,029	40,989	自己資本×10%																									
建物再調達費			15,955	14,879	建物評価額×5%																									
費用合計			1,157,914	1,189,532																										
収支差			-45,153	0																										